甲府市旅館業法施行細則(平成31年規則第4号)新旧対照表

改正後(案)	現行
○甲府市旅館業法施行細則	○甲府市旅館業法施行細則
平成31年3月29日 規則第4号	平成31年3月29日 規則第4号
第1条~第7条 (略) (水質の基準) 第8条 (略) 2 (略) 1~3 (略)	第1条~第7条 (略) (水質の基準) 第8条 (略) 2 (略) 1~3 (略)
4 大腸菌   下水の水質の検定方法等   1 ミリリットルに関する省令(昭和37年に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規定する大腸菌数の検定方法	4 大腸菌群(グラム陰 下水の水質の検定方法等 1ミリリットル 性の無芽胞性の桿菌 に関する省令(昭和37年 中1個以下であって、乳糖を分解 厚生省令・建設省令第1 して、酸とガスを形成 するすべての好気性 互は通性嫌気性の菌をいう。)
5 (略)   第9条 (略)	(略) 第9条 (略)
附則	附則

(略)	(略)
附 則	
この規則は、令和7年4月1日から施行する。	
第1号様式(第2条関係)~第7号様式(第5条関係) (略)	第1号様式(第2条関係)~第7号様式(第5条関係) (略)